⑵オプトアウト（法第23条第２項関連）

法第23条第２項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

1　第三者への提供を利用目的とすること。

2　第三者に提供される個人データの項目

3　第三者への提供の手段又は方法

4　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウト※1を行っている場合には、前項の規定にかかわらず、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

ただし、法第15条第１項の規定により特定された利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

また、オプトアウトの方法によって個人データを第三者に提供する場合、例えば、名簿等の入手元を明らかにしないことを条件に販売するなどのように、提供元の個人情報取扱事業者は、提供先に対して、その個人データの入手元を開示することを妨げるようなことは避けることが望ましい。

【オプトアウトの事例】

事例１）住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売（不特定多数への第三者提供））

事例２）データベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売）

※１「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供に当たりあらかじめ、以下の①から④までの事項すべてを、本人に通知※2し、又は本人が容易に知り得る状態※3に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

※２「本人に通知」については、２－１－７. 参照。

※３「本人が容易に知り得る状態」については、２－１－11. 参照。

①第三者への提供を利用目的とすること。

②第三者に提供される個人データの項目

事例１）氏名、住所、電話番号

事例２）氏名、商品購入履歴

③第三者への提供の手段又は方法

事例１）書籍として出版

事例２）インターネットに掲載

事例３）プリントアウトして交付等

④本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

⑶第三者に該当しないもの（法第23条第４項関連）

以下の⑴から⑶までの場合については、個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性がある場合には、第三者に該当しないものとすべきとの考え方に基づき、第三者に該当しないとしており、このような要件を満たす場合には、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。

⑴委託（法第23条第４項第１号関連）

法第23条第４項第１号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前３項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

1　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、第三者に該当しない。

個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される（法第22条関連）。

事例１）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合

事例２）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

⑵事業の承継（法第23条第４項第２号関連）

法第23条第４項第２号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前３項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

2　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。

事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約を締結しなければならない。

事例１）合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例２）営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

⑶共同利用（法第23条第４項第３号関連）

法第23条第４項第３号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前３項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

3　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、以下の①から④までの情報をあらかじめ※1本人に通知※2し、又は本人が容易に知り得る状態※3に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしているときには、当該個人データの提供を受ける事業者は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第１項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

また、事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、①から④までの情報のほか、以下に掲げる㋐から㋒までの事項について、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしもすべての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。